

## 伊勢原市有料公園広告掲出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊勢原市都市公園条例（昭和47年伊勢原市条例第27号。以下「条例」という。）第7条第2項に規定する有料公園施設等のうち、伊勢原球場に広告を掲出することについて、伊勢原市広告事業実施要綱（平成21年伊勢原市告示第134号）及び伊勢原市広告掲載基準（平成21年伊勢原市告示第169号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲出の位置)

第2条 広告掲出の位置及び区画数は、別表第1のとおりとする。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格及び仕様は、別表第2のとおりとする。

(広告の募集)

第4条 広告掲出の募集は、広報いせはら又は伊勢原市ホームページ等に掲出し、公募する。

(広告掲出の期間)

第5条 広告掲出の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 電光式スコアボード 掲載開始日（以下「掲出開始日」という。）から掲出開始日の属する年度の3月31日までの期間において1日単位で定める期間。
- (2) 看板、横断幕その他これらに類するもの 掲載開始日から掲出開始日の属する年度の3月31日までの期間において、1日単位で定める期間又は掲出開始日から1年の期間。

(広告掲出の申込み)

第6条 広告を掲出しようとする者（以下「申込者」という。）は、伊勢原市都市公園条例施行規則（昭和63年伊勢原市規則第11号。以下「規則」という。）第4条第3項に規定する有料公園広告掲出許可申請書（以下単に「有料公園広告掲出許可申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、掲出の開始を希望する日の3か月前から1か月前までの間に市長に申し込むものとする。

- (1) 会社案内、パンフレット等（事業内容が分かるもの）
- (2) 掲出する広告の見本
- (3) 資格、免許等を必要とする業種については、資格又は免許証の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(広告掲出の審査等)

第7条 市長は、前条の申込みがあったときは、伊勢原市広告事業実施要綱及び伊勢原市広告掲載基準並びに第3条の規定に基づき審査を行うものとする。

2 市長は、同一区画に複数の申込みがあるときは、次の各号の順に基づき、広告掲出の優先順位を決するものとする。

- (1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 市内に住所又は事業所を有する企業等
- (3) 市内に住所又は事業所を有しない企業等

3 前項の規定によってもなお優先順位が決しないときは、抽選を行うものとする。

4 申込者は、前2項の規定により希望した区画に広告を掲出できなかった場合は、空いている他の区画に希望を振り替えることができるものとする。

(広告掲出使用料の納付)

第8条 規則第5条第2項の規定により広告掲出の決定を受けた申込者（以下「広告掲出者」という。）は、市長が指定する期日までに条例に規定する広告掲出使用料を納付しなければならない。

(費用負担)

第9条 広告掲出者は、広告の製作、取付け、撤去及び維持補修に要する一切の費用を負担するものとする。

(広告掲出物の維持管理義務)

第10条 広告掲出者は、広告掲出期間内に掲出物に劣化等による破損等が生じたときは、速やかにこれを補修し、又は張り替えるものとする。

(広告掲出の変更の申請)

第11条 広告掲出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、有料公園広告掲出変更申請書（第1号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 広告掲出を取り下げるとき。
- (2) 広告の内容等を変更するとき。

(広告掲出の変更の承認)

第12条 市長は、前条の届出による広告掲出の変更の承認をしたときは、有料公園広告掲出変更承認通知書（第2号様式）により、当該広告掲出者に通知するものとする。

(広告掲出の期間の延長)

第13条 広告掲出の期間の延長は、1年の期間（4月1日から翌年の3月31日まで）の範囲内での延長を可能とし、複数回の延長を妨げないものとする。ただし、当該広告を掲出する区画について、他の申込者からの申込みが

ない場合に限る。

- 2 広告掲出者は、広告掲出の期間の延長を希望するときは、掲出期間が満了する1か月前までに市長に有料公園広告掲出許可申請書を提出しなければならない。

(広告掲出区画の原状回復)

第14条 広告掲出者は、広告掲出期間が満了したとき又は第11条の規定により広告掲出の変更の承認を受けて広告掲出を取り下げたときは、速やかに広告掲出区画の原状回復を行わなければならない。

- 2 広告掲出者は、掲出期間が満了する1か月前までに原状回復の工程について市と協議を行わなければならない。
- 3 広告掲出者が第1項の規定による原状回復を行わないときは、広告掲出者に代わり、市が原状回復を行うことができるものとする。
- 4 前項の規定により市が原状回復に要した費用は、広告掲出者が負担しなければならない。

(広告掲出使用料の返還)

第15条 既納の広告掲出使用料は返還しない。ただし、市の都合により広告掲出の取りやめ等をしたときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により返還する広告掲出使用料は、掲出を取りやめた月以降の納付済月額額の総額に相当する額とし、返還する広告掲出使用料に利子を付さないものとする。
- 3 広告掲出者は、次に掲げる事由により広告掲出が一定期間停止される場合にあっては、広告掲出の停止による広告掲出使用料の返還、損害の補償等を市に請求することはできない。

(1) 伊勢原球場の点検又は改修による停止

(2) 火災、地震、水害、落雷等の天災、日本国内における戦争等の有事に起因する停止

- 4 市は、前項の規定による広告掲出の停止に伴い、広告掲出者に生じるいかなる損害についても、広告掲出使用料の返還以外の責めを負わないものとする。

(その他)

第16条 この要領で定めるもののほか、広告掲出に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和8年3月26日告示第55号)

この告示は、公表の日から施行する。

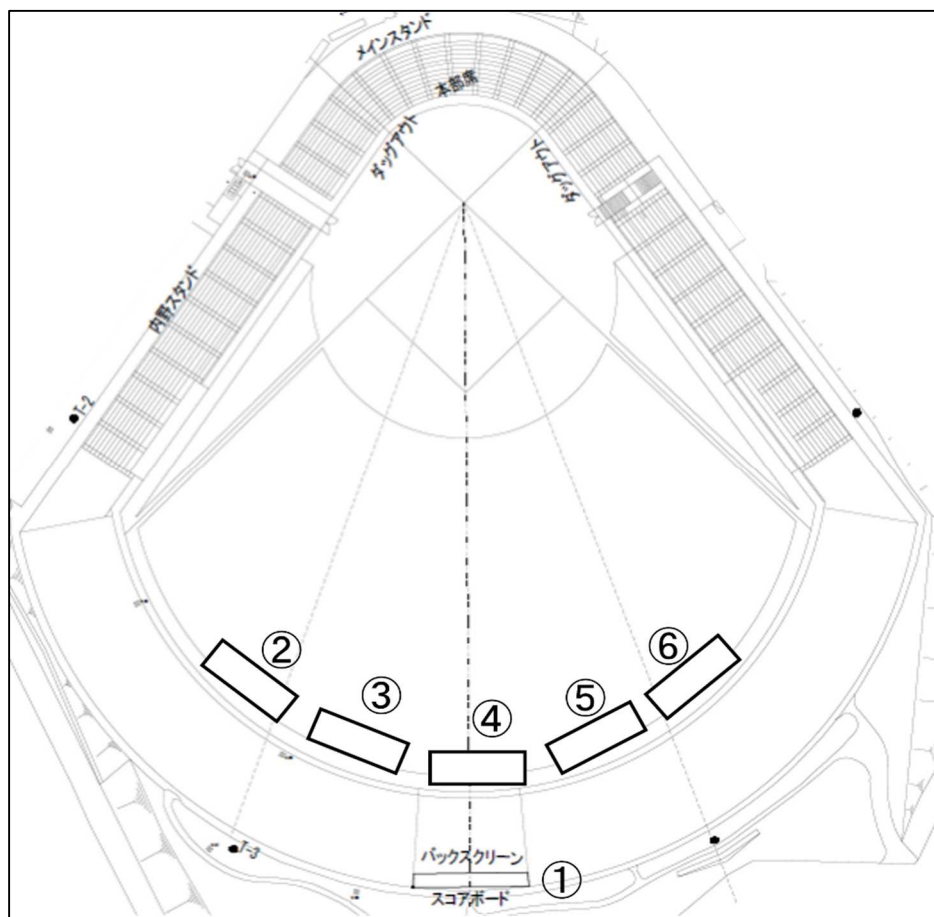
別表第1（第2条関係）

1 伊勢原球場広告掲出位置

(1) 所在地

伊勢原市西富岡320番地

(2) 概形図



2 伊勢原球場広告掲出区画

掲出場所	区画数	区画番号
電光式スコアボード	1	①
ラバーフェンス	5	②
		③
		④
		⑤
		⑥

別表第2（第3条関係）

伊勢原球場広告規格及び仕様

掲出場所	規格及び仕様
電光式スコアボード	(1) 全面 縦5.44メートル×横19.20メートル
ラバーフェンス	<p>(1) 縦 1メートル</p> <p>(2) 横 10メートル</p> <p>(3) 色 1色（白色に限る。）</p> <p>(4) 材料等 再剥離タイプのシールで製作するものとし、その他の掲出方法については、市と調整を図るものとする。</p> <p>(5) 直射日光や風雨によって急激に色あせ等が生じないように加工を施すこと。</p> <p>(6) 発光、携行又は反射効果を有するものを使用しないこと。</p> <p>(7) 背景色は白を基調とせず、球場使用者の視認性を妨げる色調としないこと。</p>

有料公園広告掲出変更申請書

年 月 日	
伊勢原市長 殿	
住所・所在地 氏名・名称 申請者（代表者名） （担当者名） 電話番号 e-mail	
広告の内容等を変更したいので、伊勢原市有料公園広告掲出要綱第11条に基づき、下記のとおり広告の内容変更を届け出ます。	
変更する内容	<input type="checkbox"/> 広告掲出の取下げ <input type="checkbox"/> 広告の差替え <input type="checkbox"/> 有料公園広告掲出許可申請書記載内容の変更
変更理由	
添付資料	<input type="checkbox"/> 広告原稿 <input type="checkbox"/> その他

※ 該当項目の□をチェックし、必要事項をご記入願います。

第2号様式（第12条関係）

有料公園施設広告掲出変更承認通知書

年 月 日（ ）	
様	
伊勢原市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
年 月 日付けで決定した広告掲出について、次の事由により変更を承認したので、伊勢原市有料公園広告掲出要綱第12条の規定により通知します。	
承認年月日	年 月 日
承認理由	